

甲賀市立甲南中部小学校

いじめ防止基本方針

2026年4月1日

甲賀市立甲南中部小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. いじめ未然防止等のための組織	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ未然防止のための取組.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 8 -

甲賀市立甲南中部小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年（2026 年） 4 月 1 日制定

甲賀市立甲南中部小学校 学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの未然防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- 2 「児童生徒等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3.いじめの禁止

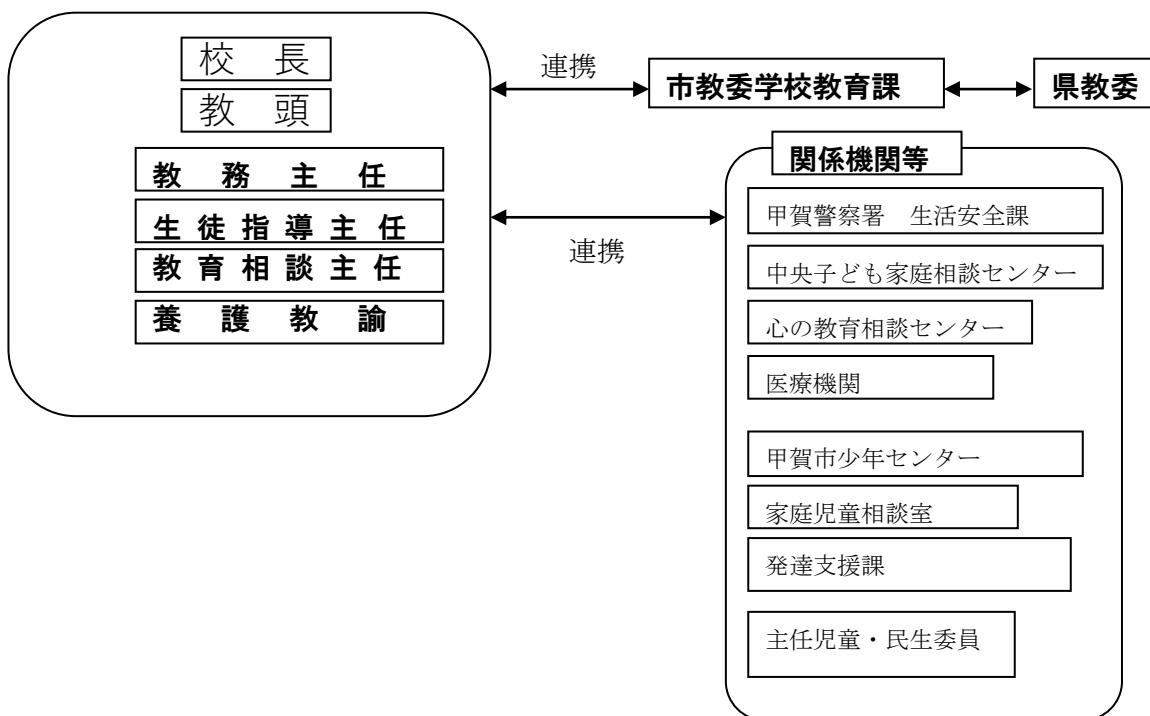
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ未然防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめの未然防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許

されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを児童生徒に対して理解させる取組を推進する。

（２）いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ② いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

（３）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。（ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。）

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ 育友会の活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

学校外でのいじめの発見には、学校と主任児童委員、民生委員児童委員、スポーツ団体、部活動地域クラブ活動（地域移行・地域展開を含む）、子どもの健全育成に関わる地域団体等が、日常的に情報交換や協議を行うことができる場を設けるなど、地域のネットワークづくりを進める必要がある。また、学校運営協議会をはじめとする地域住民・保護者・関係団体が参画する協議の場において、いじめ防止に関する基本的な考え方や取組の状況を共有し、学校・家庭・地域が共通理解のもとで児童生徒を見守る体制を構築することが重要である。加えて、学校外の相談機関との連携を図るとともに、相談機関やその利用方法について、児童生徒・保護者のみならず、学校運営協議会や地域関係者にも周知し、必要に応じて適切に活用できるよう啓発を行う。

6. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」に従って適切に対応する。

（１） 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

（２） 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

2026年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立甲南中部小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	育友会・地域の取組や活動
4月	■いじめを絶対に許さない学校をつくる宣言 ○人権の日	(△育友会(PTA)総会(心づくり部)) ◆青少年健全育成会議
5月	○人権の日 □校内研修(いじめ問題)	△人権研修会参加
6月	○いじめアンケート ■教育相談週間 □子どもを語る会 ○人権の日	△◇地区別懇談会 △育友会親子活動
7月	○人権の日	△地区花壇定植作業
8月	□校内研修(教育相談)	◆学校評議員会
9月	○人権の日	
10月	●いじめアンケート ■教育相談週間 ○人権の日	▲人権研修会
11月	□子どもを語る会 ○人権の日 □校内研修(児童虐待)	

12月	○人権週間 ●人権集会	△地区花壇定植作業
1月	○いじめアンケート ■教育相談週間 ○人権の日	△道徳授業参観
2月	□子どもを語る会 ○人権の日 ○情報モラル教育（学級活動）	◆学校評議員会
3月	○人権の日	◆青少年健全育成会議
年間を通して	●ぽかぽかの木 （月ごとのテーマについての一言を廊下に掲示する） ●昼の放送（うれしい言葉の紹介《委員会活動》） ●F B Cタイム（花の栽培活動） ●チャレンジタイム（異学年活動） ○あいさつ運動《委員会活動》 ■いじめ防止対策委員会（学期1回、随時） ■心づくり部会（月1回） □いじめにつながる事案報告（毎月末）	◆スクールガードとの連携 △登下校見守り立番

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

甲賀市立甲南中部小学校

めざす学校

いじめをしない ゆるさない 見逃さない学校

子どものアクション

○いじめを絶対許さない学校・学級づくり

- ・あいさつ運動 ・よいところ探し
- ・異学年の交流

○児童会活動によるいじめを絶対許さない運動

- ・標語の掲示 ・放送・集会での呼びかけ

家庭・地域と連携したアクション

○学校からの通信による啓発や学校での様子を知らせる機会（参観等）の設定

○PTAによる人権に関する研修会の実施

○スクールガードとの連携

教職員のアクション

○「いじめを絶対許さない」学校づくりの徹底

- ・「いじめを絶対許さない学校をつくる」宣言をする。

○共感的人間関係を醸成する学校・学級づくりと子どものSOSの早期発見

- ・子どもと向き合う時間を確保する。
- ・いじめアンケートをする。（5月・10月・1月）
- ・振り返りカードや教育相談週間を有効活用する。
（教育相談週間5・9・1月 子どもを語る会6・10・1月 の実施）
- ・相手を思いやり人権を大切にする実践やコミュニケーションスキルを高める（人権の日）（毎月1回校内放送と学級活動）（人権週間での人権集会）

○自尊感情を育てる取り組みの実践

- ・達成感を実感できる授業づくり ・「ぽかぽかの木」振り返りと掲示

○校内研修の実施

- ・いじめ（1学期） ・教育相談（2学期） ・児童虐待（3学期）

現状（課題）

- 深く考えずに相手を傷つける言動をする子がいる。
- トラブルなどを自分たちで解決しようとする学級集団に高めていく必要がある。
- 研修や人権学習により、児童も教職員も常に人権意識を磨く風土を築かなければならない。
- 家庭・地域とともに取り組む体制を強化しなければならない。